



平成 25 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ノ ジ マ
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 野 島 廣 司
(J A S D A Q ・ コード 7419)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 経 営 企 画 部 長 金 高 英 紀
電 話 0 5 0 - 3 1 1 6 - 2 1 2 2

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、神奈川県を中心とする首都圏を地盤として、デジタル AV 関連機器、通信関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理等のサービス提供を主な事業として取り組んでおります。

当社グループの属する家電量販店業界では、映像関連商品の需要減を背景とした市場規模の縮小による厳しい状況が続いているものの、エアコン等白物家電の堅調な販売、節電・環境への意識の高まりを背景とした省エネ型の高単価商品への需要が継続して見込まれる等、明るい兆しも見られております。

このような状況下におきまして、当社グループでは、経営理念である「デジタル一番星」「お客様満足度 No. 1」を実現するために、「選びやすい売場」と「お客様の立場に立った接客」を掲げ、当社の強みである「コンサルティングセールス」や「ソリューション提案の強化」等に取り組んでまいりました。

当社グループの出店戦略の基本方針としましては、引き続き神奈川県を中心として近隣都道府県に積極的に出店する「地域ドミナント展開」を基本とし、既存店舗のスクラップアンドビルドも適宜行いつつ、より好立地且つ好条件の出店により、更なる店舗網の充実に努め、効率性の高い売場面積の拡大を図ってまいります。

加えて、当社グループでは、今後の新たな事業展開として、東南アジア家電小売市場への進出及びデベロッパー事業への本格的な取組みの検討を進めております。

東南アジア家電小売市場への進出については、その一環として、本年 10 月にカンボジア王国プノンペン市に 100%出資の現地法人である Nojima (Cambodia) Co., Ltd. の設立を行いました。また、ベトナム社会主義共和国で家電小売事業を展開するチャンインデジタルワールド株式会社との資本業務提携について合意に至っており、現地家電量販店ならではの経営ノウハウの吸収及び同市場の知見の集積に努めます。

また、デベロッパー事業に関しては、現状、パイロット的事業の位置付けではありますが、当社グループが施設の建設から運営まで一貫して手掛ける新たな取組みとして「横須賀平成町プロジェクト(仮称)」を進めることにより、複合型商業施設事業の展開の可能性を追求してまいります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、新規出店資金に加え、上記の新規事業への投融資資金及び設備投資資金に充当する予定であり、今後の更なる業容の拡大に向けた強固な財務基盤の確立を図ることで、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 3,150,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年11月27日（水）から平成25年12月2日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成25年12月4日（水）から平成25年12月9日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 代表執行役社長に一任する。 |
| (10) 前記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 650,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により発行価格等決定日に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

需要状況等を勘案した上で決定する。

また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 570,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、570,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 570,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成25年12月17日（火）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 12 月 18 日 (水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、570,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年11月19日（火）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式570,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成25年12月18日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月13日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数その限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	20,462,408株	(平成25年11月18日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	3,150,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	23,612,408株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	570,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	24,182,408株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	1,228,844株	(平成25年11月18日現在)
(2) 処分株式数	650,000株	
(3) 処分後の自己株式数	578,844株	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限3,390,777,000円について、187百万円を、平成25年12月に、カンボジア王国プノンペン市に平成25年10月に設立した当社子会社への出資資金の一部に、300百万円を、平成26年6月までに、ベトナム社会主義共和国にて家電小売事業を展開するチャンインデジタルワールド株式会社との資本業務提携に伴う出資資金にそれぞれ充当し、残額につきましては、横須賀平成町プロジェクト(仮称)における施設の建設資金等の新規出店のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。

横須賀平成町プロジェクト(仮称)は、当社を運営主体とするショッピングセンターの建設プロジェクトであり、神奈川県横須賀市を所在地とし、平成26年6月の完成を予定しております。当社は従来、ロードサイドにおける独立店の出店又は複合店へのテナント入居という出店形態を取ってまいりましたが、本プロジェクトは、当社が施設の建設から運営までを一貫して手掛けるいわゆるデベロッパー事業であり、新たな取組みとして進めております。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成25年11月19日現在(ただし既支払額については平成25年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

設備名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内 容	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着工年月	完成予定 年月
藤枝水守店 (静岡県藤枝市)	販売事業	設備造作等	365,074	273,259	自己資金及び 借入金	平成25年 5月	平成25年 11月
イオン幕張新都心店(仮称) (千葉市美浜区)	販売事業	設備造作等	330,000	—	自己資金、借 入金、増資資 金及び自己株 式処分資金	平成25年 7月	平成25年 12月
相模原市メガソーラー導入 事業 (相模原市南区)	販売事業	設備造作等	726,000	228,715	自己資金及び 借入金	平成25年 8月	平成26年 2月
三島店(仮称) (静岡県三島市)	販売事業	設備造作等	511,398	19,082	自己資金、借 入金、増資資 金及び自己株 式処分資金	平成25年 9月	平成26年 4月
横須賀平成町プロジェクト (仮称) (神奈川県横須賀市)	販売事業	設備造作等	5,939,185	3,524,013	自己資金、借 入金、増資資 金及び自己株 式処分資金	平成25年 8月	平成26年 6月
その他新規出店 10店舗 (山梨県甲府市他)	販売事業	設備造作等	1,157,586	238,605	自己資金、借 入金、増資資 金及び自己株 式処分資金	平成25年 4月	平成26年 3月

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はございません。調達資金を上記4.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長につながるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、業績や経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える販売及び管理体制を強化し、グループ戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	198.16円	111.81円	96.96円
1 株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	18.00円 (8.00円)	20.00円 (10.00円)	20.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	9.1%	17.9%	20.6%
自己資本連結当期純利益率	19.6%	9.9%	8.0%
連結純資産配当率	1.8%	1.8%	1.6%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益を期中平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除した数値であります。なお、平成24年3月期及び平成25年3月期については、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末株式数及び期中平均株式数に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含めております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（24,182,408株）に対する下記の交付株式残数の比率は8.97%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成25年11月18日現在）

株主総会決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成21年6月20日	293,600株	1株当たり664円	332円	自平成23年6月23日 至平成26年6月22日
平成22年6月19日	309,000株	1株当たり615円	307円50銭	自平成25年8月7日 至平成27年8月6日
平成23年6月18日	419,600株	1株当たり772円	386円	自平成26年8月24日 至平成28年8月23日
平成24年6月23日	467,400株	1株当たり557円	278円50銭	自平成27年9月19日 至平成29年9月18日
平成25年6月22日	680,700株	1株当たり754円	377円	自平成28年9月18日 至平成30年9月17日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	処分株式数	処分価額	処分価額の総額	摘要
平成23年9月27日	469,500株	1株につき690円	323,955,000円	(注)

(注) 従業員持株E S O P信託の導入により、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）に対して行った第三者割当による自己株式の処分であります

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	801円	629円	609円	592円
高 値	942円	820円	623円	1,055円
安 値	504円	583円	481円	565円
終 値	629円	607円	595円	1,041円
株価収益率	3.2倍	5.4倍	6.1倍	—

(注) 1. 平成26年3月期の株価については平成25年11月18日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である野島廣司、野島廣司有限会社、真柄準一及び真柄福祉財団は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

(注)

東京証券取引所(JASDAQ)に開示した文書は問合せ先電話番号が誤っておりました。
当該文書は、正しい電話番号に訂正したものを掲載しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。